

腰痛健康診断(平成6年9月6日基発第547号)

重量物取扱い作業に従事する労働者、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者に対しては、当該作業への配置替え前およびその後6ヶ月以内ごとに1回、次の項目の健康診断を実施する必要があります。

～ 配置前の健康診断～

既往歴および業務歴の調査

自覚症状(腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害など)の有無の検査

脊柱の検査:姿勢異常、脊柱の変形、脊柱の可動性および疼痛、腰背筋の緊張および圧通、脊椎棘突起の圧通などの検査

神経学的検査:神経伸展試験、深部腱反射、知覚検査、筋萎縮などの検査

脊柱機能検査:クラウス・ウェーバーテストまたはその変法(腹筋力、背筋力などの機能テスト)

腰椎のエックス線検査:原則として立位で、2方向撮影(医師が必要と認める者についてのみ)

～ 定期健康診断～

既往歴および業務歴の調査

自覚症状(腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害など)の有無の検査

なお、定期健康診断の結果、医師が必要と認める者については、次の検査を実施しなければなりません。

脊柱の検査:姿勢異常、脊柱の変形、脊柱の可動性および疼痛、腰背筋の緊張および圧通、脊椎棘突起の圧通などの検査

神経学的検査:神経伸展試験、深部腱反射、知覚検査、徒手筋力テスト、筋萎縮などの検査(必要に応じて、心因性要素に関わる検査を加える)

腰椎のエックス線検査

運動機能テスト

